

開始までしばらくお待ちください。

## 浜松市 電子請求書取引開始に伴う説明会

～浜松市と取引先業者の会計業務DX・地域全体の電子化普及と業務効率化に向けて～

### 【注意事項】

- 録音、録画、スクリーンショット、撮影はお控えください
- ご質問などは、説明会中にご投稿いただくアンケートにご入力をお願いします。
- 操作マニュアルの取得は、アンケートにご投稿いただいた後、ダウンロードいただきます

# 浜松市 電子請求書 取引開始に伴う説明会

～浜松市と取引先業者の会計業務DX・地域全体の電子化普及と業務効率化に向けて～

主催：浜松市

powered by インフォマート

01

開会挨拶

< 浜松市 >

02

電子請求書取引の概要について

< 浜松市 >

03

電子請求書取引システムの概要について

< (株)インフォマート >

04

電子請求書取引システムの操作について

< (株)インフォマート >

05

操作マニュアル取得と電子請求書取引の申込手続き



# 電子請求書取引の概要について

## 1 電子請求書取引の開始時期

- 令和5年10月下旬から随時  
(既に契約・発注済みの取引分も含む)

## 2 対象となる帳票

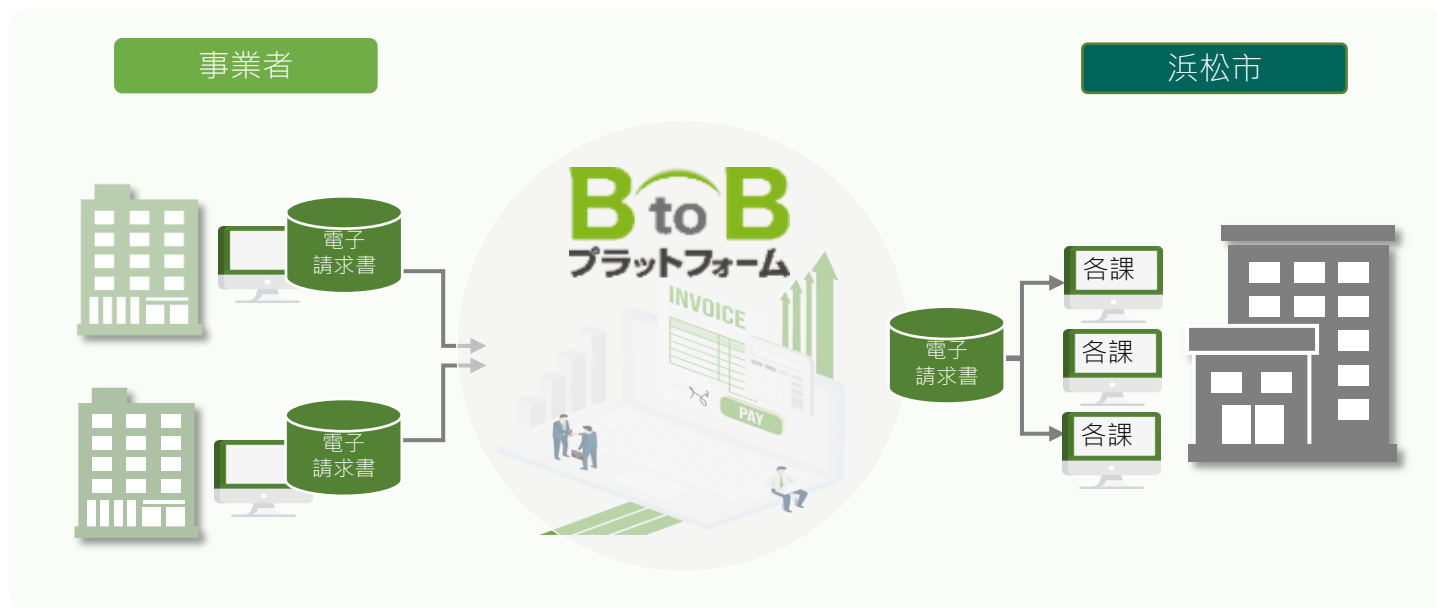
- 市に発行する請求書  
(市各課ごとに請求書発行)  
※小中学校・幼稚園保育園に請求するものは対象外です。  
※上下水道事業企業会計分は上下水道総務課にご確認ください。

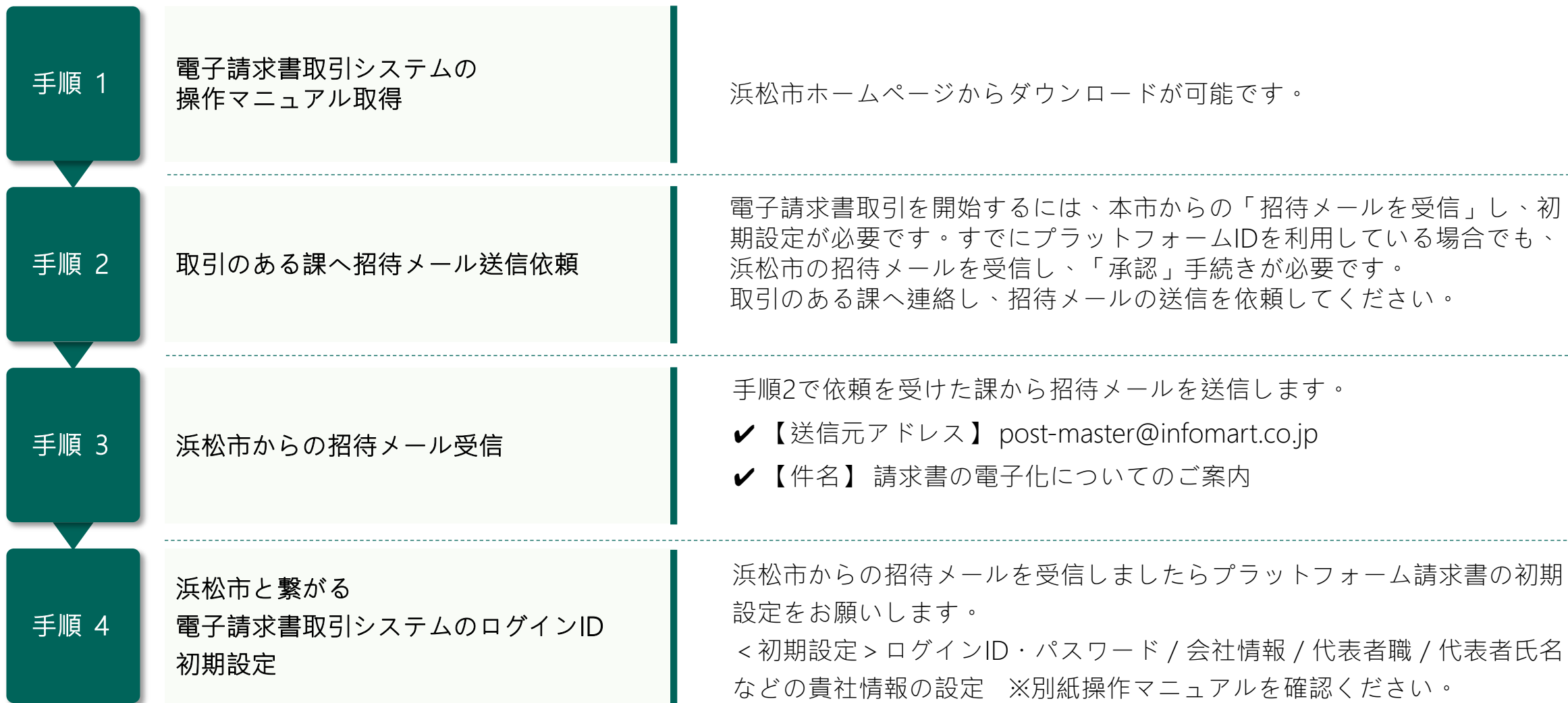
## 3 請求書の代表者印について

- 請求書への代表者印は必須ではありません。  
ただし、必要に応じて印影を登録することも可能です。その際は、画像形式(JPEGまたはGIF)で印影登録をお願いします。詳細は操作マニュアルを確認ください。

## 4 取引を行うシステム

- 株式会社インフォマートが提供するサービス「**BtoBプラットフォーム請求書**」で取引を行います。  
当サービスは、本市と事業者間で受渡しする請求書を電子化することで、請求書の受取・発行にかかる請求業務の事務負担軽減、コスト削減、ペーパーレス化等を実現する仕組みです。  
適格請求書発行事業者は、適格請求書(インボイス)を交付・保存(10年間)することも可能です。







# 電子請求書取引システム（**BtoB**プラットフォーム請求書） 運営会社概要について

会社名	株式会社インフォーマート（東証プライム市場：2492）
代表者	代表取締役社長 中島 健
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
営業所	西日本営業所（大阪市淀川区西中島） カスタマーセンター（福岡市博多区博多駅前）
設立	1998年（平成10年）2月13日
資本金	32億1,251万円
事業内容	BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営
連結子会社	株式会社Restartz 株式会社インフォーマートインターナショナル（香港法人）
従業員数（連結）	707名（正社員537 / 派遣170）
URL	<a href="https://www.infomart.co.jp/">https://www.infomart.co.jp/</a>



「BtoBプラットフォーム」が  
目指す世界を動画

<https://www.infomart.co.jp/movie/>



全業界に向けて8つのプラットフォームを展開し、自治体と企業、または企業と企業のさまざまな商行為を電子データ化。生産性向上・売上拡大はもとより、時短、コスト削減、ペーパーレスも実現できる、付加価値の高いサービスを提供しています。

ほか国内企業**951,458社**（2023年9月19日時点）が利用するクラウドサービスです。

### 受発注

発注～受注、請求金額の確定までを総合管理することにより、受発注業務の時短とコスト削減を実現する仕組みです。

### 規格書

食の安心・安全に不可欠な商品規格書を外食・卸・メーカー・原材料メーカーの各企業間で、データ共有する仕組みです。

### 商談

販売側と仕入側の企業をダイレクトにマッチング。効率的に理想の商品や取引先を見つけることができる仕組みです。

### 業界ch

新規取引・協業、既存取引拡大を目的に、相手を知る「情報の収集・分析機能」と、相手に知らせる「企業・商品PR機能」を提供。



### TRADE

あらゆる商材の"見積・発注・受注・納品・受領・検収"までの取引を一元管理。

### 請求書

電子請求書の受取・発行のほか、支払通知書機能、督促機能、消込機能などを搭載。業界や企業規模を問わずにご利用いただけます。

### 契約書

契約書の締結・管理・社内承認を一元管理。最新のブロックチェーン技術により、契約内容の信頼性（機密性）を確保します。

### 見積書

見積書の作成・発行はもちろん、保管や開封状況の確認、質問・回答の履歴管理など、さまざまなやり取りや業務を一元管理。



# 「BtoBプラットフォーム請求書」システム概要

# ○ BtoBプラットフォーム請求書について

## 1 BtoBプラットフォーム請求書とは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム 請求書」は、「発行する請求書」「受け取る請求書」「支払金額の通知」など、多様な請求業務のデジタル化に対応可能なクラウドサービスです。

時間・コスト・手間のかかる請求業務を大幅に改善し、ペーパーレス化、経理のテレワーク実現を後押しするシステムです。また、電子帳簿保存法に対応、そして2023年のインボイス制度に向けたデジタルインボイスの標準規格にも対応しています。

## 2 ご準備いただくもの

本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。



### 【対応OS、ブラウザ】

[Windows]  
IE11, Edge, Chrome, Firefox

[MacOS]  
Safari, Chrome, Firefox

その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。

[https://www.infomart.co.jp/guide/function\\_f.asp](https://www.infomart.co.jp/guide/function_f.asp)

# ○ 新たな法的要件の認証について

## 1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、電子帳簿保存法第10条の法的要件を満たすサービスとして、**JIIMA** (公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会) が認証する

「電子取引ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しています。ご安心してご利用いただけます。



令和2年改正法令基準

## 2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。

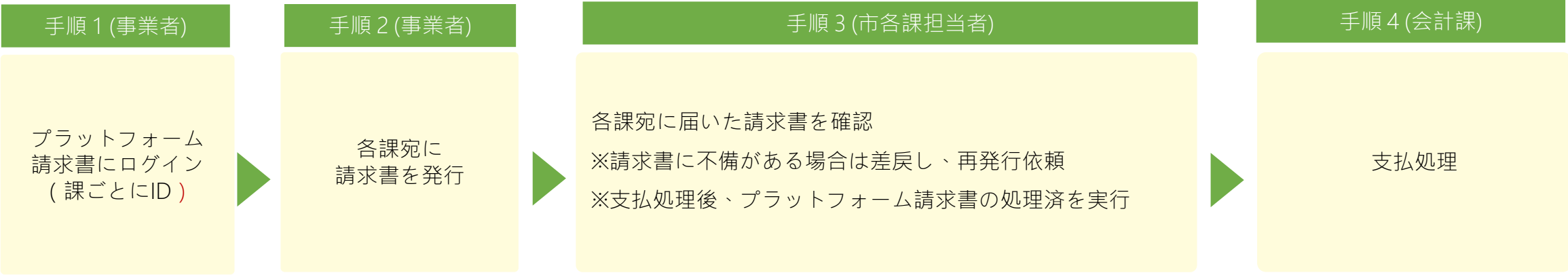
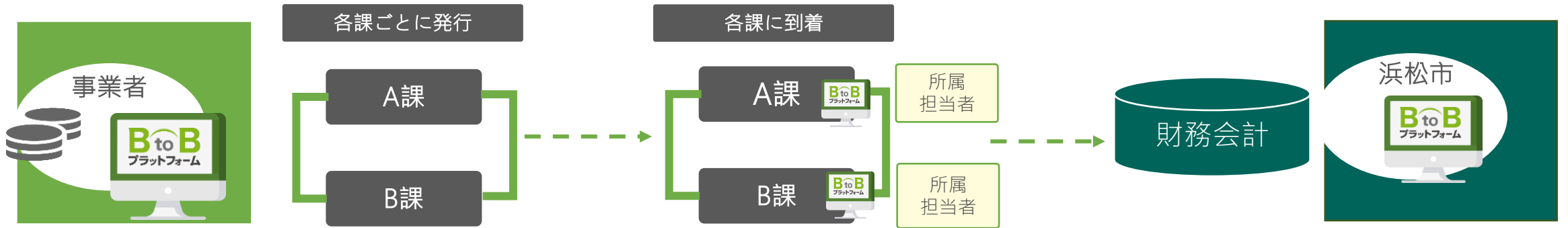
民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率(10%・8%など)ごとの合計金額記載が必要になります。

BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。

御請求書		2018年 06月分		出力日: 2018年08月17日 承認日: 2018年08月08日	
株式会社インフォダイニング 御中					
下記の通り御請求申し上げます。					
期票番号	¥153,100	発の日	2018年06月30日	お支払予定日	2018年07月31日
金額	¥140,000	消費税	¥13,100	請求金額	¥153,100
	(10%対象 ¥95,000)		(10%対象 ¥9,500)		(10%対象 ¥104,500)
	(8%対象 ¥35,000)		(8%対象 ¥2,000)		(8%対象 ¥37,000)
	(旧税率対象 ¥15,000)		(旧税率対象 ¥1,600)		(旧税率対象 ¥16,600)
取引先コード	取引先名	金額	消費税	戻	
InfoHost	株式会社インフォダイニング	¥120,000	¥11,200	¥1	
		10%対象	¥80,000	¥8,000	¥80,000
		8%対象	¥32,400	¥2,592	¥35,000
		旧税率	¥13,800	¥1,111	¥15,000
InfoHostGuest	株式会社インフォダイニング 外呼	¥20,000	¥1,900	¥21,900	
		10%対象	¥15,000	¥1,500	¥16,500
		8%対象	¥1,852	¥148	¥2,000
		旧税率	¥1,482	¥118	¥1,600

1 電子請求書取引の流れ

令和5年10月下旬から随時、発行する請求書より電子取引をおこないます。事業者は、BtoBプラットフォーム請求書フォームに必要情報を入力し、本市各課宛に請求書を発行します。



## 1 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能 (画面入力・一括アップロード作成)
- 請求書以外のファイルを添付する機能
- 取引先の請求書確認状況の可視化  
(未開封・開封・承認(処理)済)
- 請求書未開封の取引先への催促メール送信機能
- 請求書不備による差戻機能 (メールアドレスに通知)
- 発行済請求書を複製 (コピー) して作成する機能
- 発行済請求書の検索・閲覧機能
- 発行済請求書のデータ出力 (CSV・PDF) 機能
- 請求書の電子保管 (10年間)

## 2 メリット

- 請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 請求書不備による差戻し～即日再発行
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴 (作成担当者の履歴確認)
- 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3つの要件を満たしていることから安心してご利用できます
- インボイス制度 (適格請求書保存方式) に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- プラットフォームを導入している自治体・民間事業者との取引も可能

No	問合せ区分	質問	回答
1	電子請求書 システム全般	●システムの操作マニュアル入手方法を教えてください？	<p>■浜松市HPから各資料をダウンロードできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP掲載ページ（掲載日は10月末頃掲載予定）</li> <li>浜松市HP &gt; 創業・産業・ビジネス &gt; 発注情報(入札・契約) &gt; 電子請求の導入について</li> </ul>
2		●本サービスに加入する必要がありますか？	<p>■BtoBプラットフォーム請求書サービスの利用にあたってはログインIDとパスワードが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン設定の招待メールをお送りしますので本市までお問合せください。</li> <li>・招待メール受信と設定登録の操作マニュアルをご確認下さい</li> </ul>
3		●受注側に本システム利用料などの費用は発生しますか？	<p>■無料です。（浜松市に発行する請求書）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BtoBプラットフォーム請求書より画面手入力の方法で請求書を作成する場合</li> </ul> <p>■別途有料オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括アップロードや販売管理システムとの連携による自動発行で処理する場合は、別途費用がかかります。システム運営会社に問合せ下さい</li> <li>・(1)一括アップロードとは（10通/月まで無料） 貴社の販売管理システムから請求書データをCSV出力し、手動でアップロード作成する方法</li> <li>・(2)自動発行とは 貴社の販売管理システムから請求書データを出力し、（FTP / API）で自動発行する場合</li> </ul>

No	カテゴリ	質問	回答
4	対象となる請求書	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■既に契約・発注済みの取引に関する請求書も対象です。 令和5年10月下旬から随時、事業者様のご都合に合わせて開始してください。
		●すべての業者が対応になるのか	■本市への事業者登録を問わず、各課と取引のある事業者が対象となります。 ※小中学校・幼稚園保育園に請求するものは対象外です。 ※上下水道事業企業会計分は上下水道総務課にご確認ください。
		●当該システムの導入はマストなのかどうか	■請求書提出方法の1つとして「BtoBプラットフォーム 請求書」を用意したものです。利用を強制するものではありません。 利用されない事業者は、これまでどおり、紙の請求書で提出いただけます。
		●水道事業への請求も電子請求書取引となるのでしょうか。	■上下水道総務課からの通知をご確認ください。
5	その他運用	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。
6		●納品書や完了報告書など添付資料は、郵送になりますか？	■見積書、納品書及び完了報告書については、BtoBプラットフォームに添付して添付して提出することはできません。従来の方で提出をお願いします。
7		●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現可能です。添付ではなくシステムへのご入力をお願いいたします。

■その他よくあるご質問は、浜松市HPに掲載しています。

HP掲載ページ：浜松市HP > 創業・産業・ビジネス > 発注情報(入札・契約) > 電子請求の導入について



## 1 浜松市へのお問合せ

- (1) 本件に関するお問合せ
- (2) 電子請求書の運用に関するお問合せ

担当部署	浜松市会計課
TEL	053-457-2186
メール	kaike@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 2 (運営会社) ㈱インフォマートへの問合せ

- (1) BtoBプラットフォーム請求書の操作に関する問合せは、別紙操作マニュアルに記載の方法で問合せをお願いします。